

国債のフェイルチャージに係る経理処理参考事例

平成22年8月18日

〔1〕フェイルチャージの請求・受払い【売買の場合】

	仕 訳 例	経理処理の考え方	備 考																				
取引例	<p>約定日：2010年8月7日、時価100.00円                      受渡日(フェイル発生日)：2010年8月10日                      銘柄：第298回10年国債(1.3%、償還日2020年3月20日、利払日3月20日/9月20日)                      実際の受渡日(フェイル解消日)：2010年8月17日                      フェイル期間：7日                      売買金額(受渡金額)：100,500,000円(証券代金100,000,000円 + 経過利子500,000円)                      フェイルチャージ・レート：2.9%                      フェイルチャージの金額：55,888円                      フェイルチャージの受払い日：2010年9月30日</p>	<p>(参考：経過利子)                      前回利払日から原約定の受渡日まで500,000円                      (原約定の受渡日からフェイル解消日までの間の経過利子は買い方帰属)</p> <p>1日あたりのフェイルチャージ額                      7,984円</p>																					
DVP決済 (Delivery Versus Payment)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">&lt;借方&gt; 証券渡し方(売り) &lt;貸方&gt;</th> <th colspan="2">&lt;借方&gt; 証券受け方(買い) &lt;貸方&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェイル発生日の属する月の末日(8/31)</td> <td>その他の金融費用 55,888</td> <td>未払費用 55,888</td> <td>未収収益 55,888</td> <td>その他の金融収益 55,888</td> </tr> <tr> <td>フェイルチャージの請求日(9/10)</td> <td colspan="2">仕訳なし</td> <td colspan="2">仕訳なし</td> </tr> <tr> <td>フェイルチャージの支払・受領時(9/30)</td> <td>未払費用 55,888</td> <td>現金 55,888</td> <td>現金 55,888</td> <td>未収収益 55,888</td> </tr> </tbody> </table>		<借方> 証券渡し方(売り) <貸方>		<借方> 証券受け方(買い) <貸方>		フェイル発生日の属する月の末日(8/31)	その他の金融費用 55,888	未払費用 55,888	未収収益 55,888	その他の金融収益 55,888	フェイルチャージの請求日(9/10)	仕訳なし		仕訳なし		フェイルチャージの支払・受領時(9/30)	未払費用 55,888	現金 55,888	現金 55,888	未収収益 55,888	<p>「フェイル発生日の属する月の末日」に、左記のとおり経理処理を行う( )。                      「フェイルチャージの請求日」には、仕訳しない( )。                      フェイルチャージの支払・受領時に、左記のとおり経理処理を行う。</p> <p>「フェイル発生日の属する月の末日」において、フェイルチャージの請求金額が確定していない場合には、「フェイルチャージの請求日」において経理処理を行うことができる。ただし、決算期末においては、フェイルチャージについて、発生主義により認識を行うことに留意する。</p>	<p>(1)フェイルチャージの請求は、フェイルされた「証券の受け方」がフェイルした「証券の渡し方」に対して行われる。                      (2)請求は、1か月ごとにまとめて行われる(月初から月末までのフェイル期間(暦日ベース)にかかるフェイルチャージを合計した金額が請求される。)                      (3)フェイルチャージの適用対象について、「フェイルとして取り扱うためには、『DVP決済(取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済を行う場合を含む。)]が前提となることに留意する。なお、DVP決済は、ユーロクリアやクリアストリー</p>
	<借方> 証券渡し方(売り) <貸方>		<借方> 証券受け方(買い) <貸方>																				
フェイル発生日の属する月の末日(8/31)	その他の金融費用 55,888	未払費用 55,888	未収収益 55,888	その他の金融収益 55,888																			
フェイルチャージの請求日(9/10)	仕訳なし		仕訳なし																				
フェイルチャージの支払・受領時(9/30)	未払費用 55,888	現金 55,888	現金 55,888	未収収益 55,888																			

会員（証券会社）向けの経理処理参考事例

	仕 訳 例	経理処理の考え方	備 考
			<p>ムなど海外における DVP 決済を含む。」旨の整理がなされている（「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 . 3 . (1) 及び「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」 . 3 (46 頁) 御参照）</p>

国債のフェイルチャージに係る経理処理参考事例

平成22年8月18日

〔2〕フェイルチャージの請求・受払い【現先の場合】

取引例	仕 訳 例	経理処理の考え方	備 考																				
	現先約定日：2010年8月7日 現先スタート受渡日（フェイル発生日）：2010年8月10日 現先スタート金額（受渡金額）：100,500,000円 実際のスタート受渡日（フェイル解消日）：2010年8月17日 フェイル期間：7日 フェイルチャージ・レート：2.9% フェイルチャージの金額：55,888円 フェイルチャージの受払い日：2010年9月30日	1日あたりのフェイルチャージ金額 7,984円	スタートフェイルの場合には、現先スタート金額（受渡金額）によりフェイルチャージの金額が計算される。 エンドフェイルの場合には、現先エンド金額（受渡金額）によりフェイルチャージの金額が計算される（事例は示していない。）																				
DVP決済 (Delivery Versus Payment)	<table border="1" data-bbox="360 852 1352 1257"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">&lt;借方&gt; 証券渡し方（売り） &lt;貸方&gt;</th> <th colspan="2">&lt;借方&gt; 証券受け方（買い） &lt;貸方&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェイル発生日の属する月の末日（8/31）</td> <td>その他の金融費用 55,888</td> <td>未払費用 55,888</td> <td>未収収益 55,888</td> <td>その他の金融収益 55,888</td> </tr> <tr> <td>フェイルチャージの請求日（9/10）</td> <td colspan="2">仕訳なし</td> <td colspan="2">仕訳なし</td> </tr> <tr> <td>フェイルチャージの支払・受領時（9/30）</td> <td>未払費用 55,888</td> <td>現金 55,888</td> <td>現金 55,888</td> <td>未収収益 55,888</td> </tr> </tbody> </table>		<借方> 証券渡し方（売り） <貸方>		<借方> 証券受け方（買い） <貸方>		フェイル発生日の属する月の末日（8/31）	その他の金融費用 55,888	未払費用 55,888	未収収益 55,888	その他の金融収益 55,888	フェイルチャージの請求日（9/10）	仕訳なし		仕訳なし		フェイルチャージの支払・受領時（9/30）	未払費用 55,888	現金 55,888	現金 55,888	未収収益 55,888	<p>「フェイル発生日の属する月の末日」に、左記のとおり経理処理を行う（ ）。</p> <p>「フェイルチャージの請求日」には、仕訳しない（ ）。</p> <p>フェイルチャージの支払・受領時に、左記のとおり経理処理を行う。</p> <p>「フェイル発生日の属する月の末日」において、フェイルチャージの請求金額が確定していない場合には、「フェイルチャージの請求日」において経理処理を行うことができる。ただし、決算期末においては、フェイルチャージについて、発生主義により認識を行うことに留意する。</p>	<p>(1)フェイルチャージの請求は、フェイルされた「証券の受け方」がフェイルした「証券の渡し方」に対して行われる。</p> <p>(2)請求は、1か月ごとにまとめて行われる（月初から月末までのフェイル期間（暦日ベース）にかかるフェイルチャージを合計した金額が請求される。）。</p> <p>(3)フェイルチャージの適用対象について、「フェイルとして取り扱うためには、『DVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済を行う場合を含む。）』が前提となることに留意する。なお、DVP決済は、ユーロクリアやクリアストリー</p>
	<借方> 証券渡し方（売り） <貸方>		<借方> 証券受け方（買い） <貸方>																				
フェイル発生日の属する月の末日（8/31）	その他の金融費用 55,888	未払費用 55,888	未収収益 55,888	その他の金融収益 55,888																			
フェイルチャージの請求日（9/10）	仕訳なし		仕訳なし																				
フェイルチャージの支払・受領時（9/30）	未払費用 55,888	現金 55,888	現金 55,888	未収収益 55,888																			

会員（証券会社）向けの経理処理参考事例

	仕 訳 例	経理処理の考え方	備 考
			<p>ムなど海外における DVP 決済を含む。」旨の整理がなされている（「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 . 3 . (1) 及び「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」 . 3 (46 頁) 御参照）</p>

国債のフェイルチャージに係る経理処理参考事例

平成22年8月18日

〔3〕フェイルチャージの請求・受払い【レボの場合】

取引例	仕 訳 例	経理処理の考え方	備 考																				
	レボ約定日：2010年8月7日 レボスタート受渡日（フェイル発生日）：2010年8月10日 レボスタート金額（受渡金額）：100,500,000円 実際のスタート受渡日（フェイル解消日）：2010年8月17日 フェイル期間：7日 フェイルチャージ・レート：2.9% フェイルチャージの金額：55,888円 フェイルチャージの受払い日：2010年9月30日	1日あたりのフェイルチャージ額 7,984円	スタートフェイルの場合には、レボスタート金額（受渡金額）によりフェイルチャージの金額が計算される。 エンドフェイルの場合には、レボエンド金額（受渡金額）によりフェイルチャージの金額が計算される（事例は示していない。）																				
DVP決済 (Delivery Versus Payment)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">&lt;借方&gt; 証券渡し方（売り） &lt;貸方&gt;</th> <th colspan="2">&lt;借方&gt; 証券受け方（買い） &lt;貸方&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェイル発生日の属する月の末日（8/31）</td> <td>その他の金融費用 55,888</td> <td>未払費用 55,888</td> <td>未収収益 55,888</td> <td>その他の金融収益 55,888</td> </tr> <tr> <td>フェイルチャージの請求日（9/10）</td> <td colspan="2">仕訳なし</td> <td colspan="2">仕訳なし</td> </tr> <tr> <td>フェイルチャージの支払・受領時（9/30）</td> <td>未払費用 55,888</td> <td>現金 55,888</td> <td>現金 55,888</td> <td>未収収益 55,888</td> </tr> </tbody> </table>		<借方> 証券渡し方（売り） <貸方>		<借方> 証券受け方（買い） <貸方>		フェイル発生日の属する月の末日（8/31）	その他の金融費用 55,888	未払費用 55,888	未収収益 55,888	その他の金融収益 55,888	フェイルチャージの請求日（9/10）	仕訳なし		仕訳なし		フェイルチャージの支払・受領時（9/30）	未払費用 55,888	現金 55,888	現金 55,888	未収収益 55,888	<p>「フェイル発生日の属する月の末日」に、左記のとおり経理処理を行う（ ）。</p> <p>「フェイルチャージの請求日」には、仕訳しない（ ）。</p> <p>フェイルチャージの支払・受領時に、左記のとおり経理処理を行う。</p> <p>「フェイル発生日の属する月の末日」において、フェイルチャージの請求金額が確定していない場合には、「フェイルチャージの請求日」において経理処理を行うことができる。ただし、決算期末においては、フェイルチャージについて、発生主義により認識を行うことに留意する。</p>	<p>(1)フェイルチャージの請求は、フェイルされた「証券の受け方」がフェイルした「証券の渡し方」に対して行われる。</p> <p>(2)請求は、1か月ごとにまとめて行われる（月初から月末までのフェイル期間（暦日ベース）にかかるフェイルチャージを合計した金額が請求される。）。</p> <p>(3)フェイルチャージの適用対象について、「フェイルとして取り扱うためには、『DVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済を行う場合を含む。）』が前提となることに留意する。なお、DVP決済は、ユーロクリアやクリアストリー</p>
	<借方> 証券渡し方（売り） <貸方>		<借方> 証券受け方（買い） <貸方>																				
フェイル発生日の属する月の末日（8/31）	その他の金融費用 55,888	未払費用 55,888	未収収益 55,888	その他の金融収益 55,888																			
フェイルチャージの請求日（9/10）	仕訳なし		仕訳なし																				
フェイルチャージの支払・受領時（9/30）	未払費用 55,888	現金 55,888	現金 55,888	未収収益 55,888																			

会員（証券会社）向けの経理処理参考事例

	仕 訳 例	経理処理の考え方	備 考
			<p>ムなど海外における DVP 決済を含む。」旨の整理がなされている（「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」 . 3 . (1) 及び「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」 . 3 (46 頁) 御参照）</p>